

那覇市短期集中地域リハビリ教室事業業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づく、通所型サービス・活動C（那覇市短期集中地域リハビリ教室事業）の業務を委託するにあたり、専門的な知識や技術、経験を持つ事業者を公募するために必要な事項を定める。

2 事業名称

那覇市短期集中地域リハビリ教室事業

3 業務目的

生活機能の低下等により要支援及び要介護状態になるおそれのある高齢者へ、保健・医療の専門職による利用者の個別性に応じたリハビリテーション（以下「リハビリ」という。）及び機能訓練等を短期集中的に行うことで、要介護状態に移行することなく、住み慣れた地域で自立した生きがいのある日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

4 業務内容

本事業を受託した事業者は、次の地区ごとに別紙「那覇市短期集中地域リハビリ教室事業」業務委託仕様書に定めた業務を実施する。

A 地区（地域包括支援センター圏域：石嶺、大名、城西、繁多川、松川、松島）

首里石嶺町、首里赤平町、首里儀保町、首里久場川町、首里平良町、首里大名町、首里池端町、首里大中町、首里金城町、首里寒川町、首里鳥堀町、首里当蔵町、首里桃原町、首里真和志町、首里山川町、首里赤田町、首里崎山町、首里汀良町、繁多川、識名2・3丁目、大道、松川、三原1・2丁目、首里末吉町、松島、真嘉比、古島

※各地区あたり7会場を設置するものとし、設置場所は市と協議の上決定する。

5 委託事業者数

1 事業者

6 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3会計年度）

7 契約限度額（1事業者あたり）

3年度合計 62,636,000円（消費税及び地方消費税除く）

年度	契約限度額（消費税及び地方消費税除く）
令和8年度	20,878,000円
令和9年度	20,878,000円
令和10年度	20,878,000円

8 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 沖縄本島内に本店又は支店、事業所等を有する法人で、かつ沖縄県内で事業を実施していること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本市の指名停止を受けていない者であること。
- (4) 過去6か月以内に不渡り等を生じていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 法人、団体及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (8) 宗教活動、選挙活動を行うことを目的とする団体でないこと。
- (9) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

9 応募方法

応募事業者は、提出期間までに提出書類を提出場所に直接提出すること。郵送等での受付は行わない。

提出書類

書類	正本
①参加表明書（様式1）	1部
②事業者概要書（様式4）	
③印鑑証明書	1部
④登記事項証明書または登記簿謄本	(原本)
⑤財務諸表（最新決算年度を含めた過去3年分の貸借対照表、損益計算書）	1部 (原本証明)
⑥定款（写し）	1部
⑦市町村税納税証明書（滞納のない証明書）	1部
⑧国税納税証明書（法人税、消費税等の滞納のない証明書）	(原本)
⑨沖縄本島内に本店又は支店、事業所等を有する法人で、かつ沖縄県内で事業を実施していることが確認できる書類。	1部
※注1	

※注1 「8 応募資格（2）」について「提出書類④」のみでは、証明できない場合に提出すること。

(1) 募集要項の配布

市ホームページよりダウンロードして入手すること。

(2) 提出期間及び時間

令和7年9月16日（火）から令和7年10月15日（水）※土日祝日を除く
午前9時から午後5時まで ※正午から午後1時を除く

※最終日は正午までとする。期間終了後の受付は行わない。

※プロポーザル審査の順番は、応募受付順とする。

(3) 提出場所

那覇市福祉部ちやーがんじゅう課 包括支援グループ

（那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 2階 27番窓口）

(4) 提出にあたっての留意点

① 提出された書類は、理由の如何を問わず返却は行わない。

② 提出後の書類の追加、変更は認めない。

③ 証明書関係は、3か月以内に発行されたものを提出すること。

④ 書類提出にかかる費用は、応募事業者の負担とする。

⑤ 提出された書類は、那覇市情報公開条例に基づき、公開できるものとする。

10 公募説明会

事業所の希望に応じて、市役所内にて開催する。

事前に「公募説明会参加申込書（様式5）」に記載の上、FAXまたは電子メールにて、令和7年9月30日（火）正午までに申込むこと。

※本庁舎地下駐車場は有料となっております（1時間100円、以降30分毎300円増）。説明会等での割引券発行は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

11 質問書の受付

公募の内容・公募条件等に関する質問がある場合には、質問書（様式6）に記載し、FAXまたは電子メールにて提出する。

(1) 受付期間 令和7年9月16日（火）から令和7年10月8日（水）まで

(2) 回答方法 那覇市ホームページにて、順次回答とする。

（最終回答日：令和7年10月10日（金））

12 応募の取り下げ

応募を取り下げする場合にはプレゼンテーション審査の7日前までに「応募取り下げ届（様式7）」にその理由を明記し提出すること。

13 選考方法

那覇市短期集中地域リハビリ教室事業委託業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という）において、書類審査及びプレゼンテーション審査により優先交渉権者を決定する。

(1) 書類審査

① 参加資格要件審査

② 財務諸表に基づく応募事業者の財務状況審査

(2) プrezentation審査（予定）

① 日 時 令和7年11月4日（火） 午後2時から午後4時30分

② 場 所 市役所本庁舎

③ プrezentation 1事業者30分（説明15分、質疑応答15分）以内

④ 参加者 各事業者3名まで

※パソコン、プロジェクター等機器の使用予定がある場合は（様式1）参加表明書を提出の際にその旨チェックを入れること。また、パソコンは事業者で準備すること。

※使用プロジェクター

メーカー：NEC 型番：NP63を使用する。

(3) 審査評価基準

審査項目及び評価のポイントは別紙1のとおりとする。

(4) 選考結果の発表及び公表

- ① 審査終了後速やかに、応募事業者全員へ選考結果（順位等）を通知する。
- ② 優先交渉権者及び次点候補者については、那覇市ホームページに掲載する。

(5) 選考審査対象外

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- ① 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ② この要項に違反又は著しく逸脱したとき
- ③ 提出期限までに必要な書類がそろわなかつたとき
- ④ その他不正行為があつたとき

(6) その他

応募のない地区、審査の結果、優先交渉権者を選定できない地区が生じた場合、又は優先交渉権者及び次点候補者が共に辞退する地区が生じた場合は、選定基準を満たし、人的配置・場所の確保等が確実である参加者の中から、当該地区を受託可能な者と調整を行い、調整が整つたものを優先交渉権者とする。

14 スケジュール

令和 7 年	9月16日 (火)	公募開始
"	10月 8日 (水) 17時	質問書締切
"	10月15日 (水) 12時	参加表明書・提案書等提出締切
	※隨時発送	参加資格認定等通知
"	11月 4日(火)	プレゼンテーション審査（予定）
"	11月 中旬	審査結果通知・公表（予定）
"	12月 上旬頃	契約（予定）
令和 8 年	3月上旬～3月下旬	業務引継ぎ（予定）
"	4月 1日 (水)	委託業務開始

15 問い合わせ先

那覇市福祉部ちやーがんじゅう課 包括支援グループ（外間・義永）

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 2階（27番窓口）

TEL : 098-862-9010 FAX 098-862-9648

E-MAIL : naha_h_tya-gan001@city.naha.lg.jp （すべて半角小文字）